

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(1) 「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」 (花王株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入りたいと思います。

初めは、新規審議品目の花王株式会社の「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」です。

消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、よろしくをお願いいたします。

そうしましたら、「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」の申請資料概要版、青いファイルをごらんいただけますでしょうか。こちらのあのタブ、表示許可申請書の写しというところをごらんください。

まず、申請者でございますが、花王株式会社となっております。

次のページをめくっていただきまして、3. 商品名「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」となっております。

もう1枚めくっていただきまして、6の許可を受けようとする理由及び食品の国民の食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られるという、下線部が引いてあるところですが、こちらは「リズムライフコーヒー」「ヘルシアコーヒー」の許可文言をもとに、今回、Wコーヒーということで申請するものとなります。

続いて、18ページ目、7. 許可を受けようとする表示の内容でございます。「本品は、コーヒーポリフェノール(クロロゲン酸類)を豊富に含み、さらに酸化成分(ヒドロキシヒドロキノン)を低減して、コーヒーポリフェノールの効果が引き出されるよう工夫されているので、血圧が高めの方に適しています。また、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

続いて、8. 原材料の配合割合につきましては、先ほど御説明いたしました「リズムライフコーヒー」、「ヘルシアコーヒー」と基本的に変わっておりません。

続いて、2ページめくっていただきまして、20ページ目、10. 栄養成分量及び熱量についてでございます。関与成分としては、クロロゲン酸類、5-カフェオイルキナ酸として270mgとなっております。こちら、先ほど申し上げた「リズムライフコーヒー」「ヘルシアコーヒー」と関与成分の量は変わっておりません。

11. 1日当たりの摂取目安量については、1本を目安にお飲みくださいとなっております。

12. 摂取する上での注意事項といたしまして、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。高血圧の治療を受けている方は、医師などに御相談の上、飲用してください」となっております。

今、御説明申し上げた、簡単に比較できる表というものがお手元に配られているかと思いますが、資料1-1にございますので、あわせてごらんいただければと思います。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 それでは、事務局から。

○消費者委員会事務局 資料1-2をごらんください。事務局でまとめました今までの審議経過です。

第一調査会で10月と11月、2回審議。

指摘は、先ほどの表1をご覧ください。原材料の配合のところでは、酵素製剤が「リズムライフコーヒー」には含まれておりませんので、指摘といたしまして、血圧について試験を行った「リズムライフコーヒー」には入っていないヘミセルラーゼ製剤が配合されていることから、当該製品については有効性にかかわる試験の実施を検討されたい。実施しない場合は、その理由を示されたいという指摘を出しております。

この指摘に対する回答は、①は、文献調査によるヘミセルラーゼ製剤が血圧に影響を与えないことの確認。ヘミセルラーゼ製剤の成分組成と失活確認。ヘミセルラーゼ製剤のin vitroでの血圧有効性への関与がないことの確認という回答でございました。この回答につきまして、平成28年11月の第一調査会で御審議いただきまして、このうちの①と③の回答の解釈に疑義がございまして、指摘を出しております。ほかに新しい指摘事項はございませんでした。

修正された後の回答につきましては、座長に御確認いただきまして了承いただいております。

また、資料1-1をごらんいただければと思いますけれども、許可を受けようとする表示の内容でございまして、「リズムライフコーヒー」、「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」をそのまま足しまして、ちょっと長いような形になっております。

ここで、「本品は、コーヒーポリフェノールを豊富に含み、酸化成分を低減してコーヒーポリフェノールの効果が引き出せるような工夫がされているので、血圧が高めの方に適しています。また、体脂肪が気になる方に適しています」と記載されておりますけれども、ここの酸化成分につきまして、2つの有効性にかかっているのかなと思われまので、もう一つのヘルシアのほうでは、この酸化成分については記載されておきませんので、この許可を受けようとする表示の内容につきましても、このままでよろしいのかどうか、御意見をいただければと思っております。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いします。

○消費者委員会事務局 今の説明に少し補足させていただきます。「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」の審査申請書のほうには、酸化成分を低減することで何か体脂肪に影響するかというところの考察がついておりませんでした。ですので、既許可品の「ヘルシアコーヒー」には酸化成分の話が許可文言に入っていないという状況です。一方、「リズムライフコーヒー」の血圧に関するときには酸化成分の影響というものが考察されていまして、それが有効であると認められているので許可表示に入っているという差がございまして。

今回、それをまとめるに当たって、体脂肪に関しても酸化成分が影響があるように読めるような文章になってしまっているの、ここについては文章をひっくり返すなり、多少修正しないと誤解が生まれる可能性があるのではないかと、事務局としては考えたということでございます。ですので、そういう観点も含めて、この文章の内容について御審議いただけるとありがたいです。

よろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

それでは、消費者庁、そして事務局から御説明ありましたが、これらについての御意見等、いただきたいと思います。どなたかございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○寺本委員 今度の新しいものが申請品として認められるとすると、今までの2つというのはどういう扱いになるのですか。成分も全く同じものですね。文言が全然変わらないということですね。前のものは既許可であるから変わらないという判断になりますか。それは同じように出回っている。そうすると、消費者は、こちらはこういう文言だけれども、全く同じものだけれども、これらは違うということになると、何だか今の問題ももちろん引っかかってくるわけですが、そぐわないことになるのではないかという気がするのですが、それはいかがなのでしょう。

○阿久澤部会長 消費者庁のほうから、このことについて、いかがでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 今、御指摘いただいた点でございますけれども、通常であれば、これまでの経験則ということにはなるのですが、親製品をもとに、例えばダブルクレームにした場合というのは、基本的にダブルクレームのほうが優先されるというところで、それまで売られていた「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」のほうは、売られなくなるのではないかと思います。ただ、その点については、まだ申請者のほうに確認がとれておりませんので、確認して御報告させていただきたいと思います。

○阿久澤部会長 はい。

○寺本委員 私が申し上げたいのは、特保といったものというのは、基本的に消費者がこういう飲料、こういった食品が何にいいかということを知ることがすごく重要なことなので、混乱するということでしょうか、同じ成分であるのに、こっちにはあるけれども、こっちにはないという、そこに非常に混乱が生じるので、むしろ逆に言うと、こういうものを申請してくるのであれば、前の文言も変えなければいけなくなってくる。場合によっては取り下げなければならないというぐらいのことをしないと、混乱を引き起こすのが一番よくないと私は思います。こういうことはあってもいいのかもしれないけれども、前の2つも認められていること自身、今さら言うことではないのかもしれないですが、消費者は混乱しますね。

今、いろいろな問題になっているものでも、私、そう思うのですが、お食事の中にこういうものが含まれているから、これが体にいいのだという概念を消費者が持つということがすごく重要なのに、これで混乱をさらに引き起こすというのは、私は余りよくないのではないかと思います。その辺のスタンスというか、それが重要なのではないかという気がします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。全く同感ですね。同じ成分で、書いてあることが違うというのは、どう見ても消費者は混乱を起こします。

どうぞ。

○志村委員 これは、「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」と「リズムライフコーヒー 無糖ブ

ラック」、この許可文言を1つにしようという中で、酸化成分のことが出てきたということ。これを別々に切り分ければ、それはよろしいということになりますか。2つのことを盛り込む。ただ、文章としてはおかしいから文章表現を変えていただくということ。「ヘルシアコーヒー」と「リズムライフコーヒー」に含まれている内容を的確に表現されるようなものであれば、それはオーケーということではないかと私は思うので、その文言を考えて御提案するとか、先方にお考えくださいという形でお返しするということなのではないでしょうか。

○阿久澤部会長 木戸委員、お願いします。

○木戸委員 ちょっと確認ですけれども、「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」と「リズムライフコーヒー 無糖ブラック」の許可日からすると、リズムのほうが先でヘルシアが後。それで、許可を受けようとする表示の内容として、先のものに酵素製剤を加えたのが後のものなのですね。許可を受けようとする表示の内容を見ると、先のが血圧のことが書かれているのですが、後のほうが脂肪ということなのですが、これは今回のWのほうで見ますと、プラスされたから血圧なので、間違いがないか確認をお願いしたいのですが。最初に脂肪じゃなくて血圧だったのでしょか。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いします。

○山崎委員 その審議にかかわっていたので、記憶の範囲内でお答えしますが、志村先生、もしよろしければ補足していただければと思います。

順番から言うと、血圧に対する表示が先です。その際に、「ヘルシア」というブランド名で申請が出たのですが、「ヘルシア」は脂質代謝に対する影響を持つ食品に対するブランド名なので、同じ名称を血圧にかかわる食品につけるのは望ましくないというので、名前を変えなさいという指示を出して「リズムライフ」という名前になったのです。ここからは私の推測ですが、それではブランド力がないというので、「ヘルシア」という名前がつけられるように、戦略的に体脂肪に対する効果がある商品を後からつくったということではないかと思えます。順番はそういう順番です。

「リズムライフコーヒー」が実際に市販されているかどうかというのは、私は把握していません。許可はされたけれども、市販されていない特保もありますので、そこは消費者委員会に確認していただければと思います。そういうことを含めて、ヘルシアブランドでとにかく商品売りたい。許可表示はできるだけ広くしたいというので、今回のダブル表示の申請が出てきたのではないかと推測します。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○大野委員 私は正確には覚えていないのですが、それとはちょっと違う見方で。

僕は、「リズムライフコーヒー」が実際に売られているかどうかはわかりませんが、もし売られているとしたら、そのまま継続するのではないかと思えます。というのは、香料が違いますので、飲んだときの感覚がかなり違うと思えます。それが売れているのだとしたら、そのまま残ると思えます。また、香りが違うから混同は起きないのではないかと思えます。

ただ、「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」については、香料も同じなので、炭酸水素ナトリ

ウムとか酵素製剤を入れる量とか、そういうものも同じですので、見てくれもほとんど同じで、そういう意味では混乱が起きると思うので、許可表示が違うならば、寺本委員がおっしゃるように、少なくとも「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」については、新しいものが出たのだから切りかえたほうがいいのではないかという指導をしてもよろしいのかなと思いました。

○阿久澤部会長 はい。

○寺本委員 私が申し上げたいのは何かというと、要するに、消費者がこういうものをとると、自分の体にとって何がいいかということを知ることがすごく重要なので、それがもしも今回のものが通ったとした場合に、前のものは体脂肪だけで、これは血圧だけだと考えると、全く同じ成分なのに、何か違うものだという認識をするのがよろしくないのではないか。だから、本当に今回、申請している2つの作用があるとすれば、前のこの2つが認められていること自身が混乱を引き起こすだけではないか。考え方の問題で、我々がこの製品をどうするかではなくて、こういうものが含まれているものがどうなのかということを経営者に知ってもらいたいということなので、その辺はこれも売っていくというやり方自身。

戦略的にどうかという、今「ヘルシア」という名前にするということはわからないではないですけれども、それはここで議論するのは違うのではないかなと思うので、私は消費者に混乱を与えないようにすることが重要かなと。見た目とか味とか香料といったものよりも、どういう成分が含まれているからこうだということを消費者に理解してもらうことが一番重要なので、そこが同じだとすると、ちょっと矛盾が起こるのではないかと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○大野委員 難しい問題というか、許可表示の範囲が広がる問題を指摘されていると思うんですね。難消化性デキストリンなども、申請したときには脂肪の吸収を抑えるというだけですが、その後、ほかの効能でもいろいろ許可されています。成分は同じだけれども、業者によって違うのは随分あるので、それは先生のおっしゃるとおり、なぜ同じ成分なのに脂肪の吸収だけ抑制するのか、血糖値を下げるのは何故だとか、あると思うのですけれども、そういう面での混乱が起こるのは、避けられないと思います。でも、それをそれぞれの製品について、最終製品で証明していないのに自動的に新規の許可表示をつけろというわけにもいかない。だから、そこまで広げるのは難しいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 私の記憶では、これに似たお話というのは、ガムで2年か3年前にありました。きょう、皆さんがお持ちの現在のデータで歯のところですか。何ページと言えないので、□□が出している□□です。そのときの回で、それまではこういうガムをかむと歯を丈夫で健康にしますという言い切り型であったのです。それはちょっと強いのではないかということで、□□になるのですが、そのちょっと後で、歯を丈夫で健康にするのに役立ちます。健康にしますというのは、紋切り型でちょっと強いかなということで、役立ちますという言葉が指摘したのです。

そうすると、それまでこの会社が販売していたシリーズの文言は、全て新しくなったほうにしますと、その後、□□だと思いますが、これはもともと健康にしますという紋切り型だったので

すが、申請者が過去の製品と同等であるという表現をして、新しく決まった「役立ちます」という言葉に全部改定しますということを申請者がやったことが、うろ覚えですけれども、あります。

ですから、このヘルシアの場合にも、文言が3種類あれば、私たちもどれが本当なのかと逆に不信に思ってしまうような表現ですので、新しいものに変わるのであれば、売らないかもしれないし、売っている場合には再許可申請をしてでも、新しい文言に修正・改定していくほうが、寺本先生が言われるように正しい方向ではないかと私は思います。それは、基本的には消費者庁でどうされますかということを探ねるなりすることで、進むのではないのでしょうか。

本日は、この前の2つの製品について、売っているのか、売っていないのかわからないし、売ると言うこともできないので、今後、新しい文言に切りかえるのであれば、こういう新しい表現方法を持つ製品となったからには、そのような許可表示を統一的に使うことのほうがベターであるということは、こちらから言ってもいいのかなと思っております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○久代委員 このように多面的な作用を持っている食品をどう考えるかですけれども、例えば血圧が高目であっても痩せている人にとっては、血圧に対する作用は主作用で体脂肪に対する作用は副作用になります。体脂肪が気になっても血圧が低目の人にとっては、血圧に対する作用は副作用です。血圧と体脂肪が気になる人にとってはいいことかもしれませんが、臨床試験では、血圧が高目でしかも体脂肪が気になる人を対象にした試験を行っていないので、両方の問題を持っている人に対する効果は確認されていないことになります。

恐らく血圧が気になる人は血圧の表示がある商品を選んで、体脂肪が気になる場合は、体脂肪のヘルスクレームがある商品を、両方とも気になる人は今回申請されたものを買うという3つの選択肢を消費者に与えることかもしれません。しかし、複数の作用が確認されている同じ食品に対して、一部の作用のみを表記して複数の商品名で販売するのは、消費者の混乱を招くと考えるので、多面的な作用を有している食品であることを明示の方が適切かなと思います。

○阿久澤部会長 はい。

○志村委員 これは、ダブルクレームのものをどう許可していくかということの問題で、既にダブルクレームのものが多数出ているわけで、その基準と比べて、今回の許可表示が著しくぐあいが悪い、あるいは誤解を生むかどうかということをもまず検討する必要があると思います。既許可品「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」と同等ということであれば、ダブルクレームの後ろの部分はある程度よろしいということだけれども、今度、前の血圧のほうの作用についてどうだったのか。これがまずかったら、この2つを並べて表示するというのは、ぐあいが悪いことになるかと思います。それとともに、酸化成分の除去というところが、体脂肪のほうの効果にもかかっているように見える、この辺が問題なのかなと認識しています。

あとは、以前の第一調査会の審議の際、非常に奇異な商品で、酸化成分を除去したことによって有効性があらわれてきたのかなということだったかと思います。特定の成分を加えてではなくて、除去したことによってということ、特保としていかがなのでしょうかと議論が生じた

かのように記憶しております。

○阿久澤部会長 ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

○長田部会長代理 素人の一般消費者からしますと、同じ成分ということは、同じものに突然、血圧の効果が登場するというのは、すごく戸惑うものであるということは事実だと思います。何かを加えましたとか、何かが変わったということで、これがダブルの効果、血圧と脂肪のことが言えるというのは理解できるのですけれども、まるで同じということが非常に疑問に思いました。

○阿久澤部会長 ほか、御意見ございますか。はい。

○大野委員 今回の製品については、主たる成分は「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」と「リズムライフコーヒー 無糖ブラック」と同じだと。「リズムライフコーヒー 無糖ブラック」については、血圧を下げる作用は、一応論文で証明されている。それから、「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」については、体脂肪に対する作用が証明されている。

それで、その両方の作用が一遍にこれが出るかどうかというのは、両方作用があるかどうかは示していませんけれども、成分がほとんど同じである。香料が若干違うだけだということで、それが作用に影響を与えるかどうかということについて考えてみると、それは影響を与えないだろうと判断できる。だから、両方の作用が新しい製品で出てもおかしくないという第一調査会では判断して、このダブルクリームを了解したということです。

ただ、さっき久代先生が言われたように、血圧が高めで体脂肪も高めの人に対して、両方の作用があるかどうかということは証明していないので、今までのダブルクリームと同じように並行して書く。並行というのは、違う文章で書くのが望ましいだろうということになっているのですね。

○久代委員 主作用が2つあるのですから、混乱を招かないように、この食品は複数の作用がありますよということがわかるような表示をして販売するほうが良いと思います。

申請者は、血圧と体脂肪の両方とも気になる人は新しい製品で、体脂肪だけ気になる人、血圧だけ気になる人は以前のものという選択肢を考えているかも知れません。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いします。

○消費者委員会事務局 販売状況の事実関係を申し上げますと、「リズムライフコーヒー」は許可はとっていますけれども、販売されていません。このためこの関与成分に血圧に関する機能があることを、スーパーなどで製品を手にとって知っている消費者はいない状況です。それに対して、「ヘルシア」は御存じのとおり、広く販売されています。

先ほど山田委員から、過去に許可したものについても許可表示文言を直していくべきだという御意見がございました。このヘルシアシリーズについては、1年ほど前でしょうか、かなり集中して何品目も御審議いただいたことがありました。当時、新たに許可された許可表示に全品目合わせるために申請がされ、結果として、こちらの部会での審議がほぼ「ヘルシア」の申請品だけになったときがありました。それを考えると、推測ですけれども、もし両方を同時に販売するのであれば、許可表示を揃えてくる可能性はございます。

ここは消費者庁のほうから確認していただくところではありますけれども、消費者委員会とし

での御判断としては、例えばですが、「リズムライフコーヒー」はもともと売られていませんので、「Wコーヒー」が世の中に出たときに、今までの既許可品の「ヘルシアコーヒー」が販売されないのであれば問題はないということになるのか、それとも違っても構わないのか、どこを今回「適当」とするメルクマールにするのかというのを明確にさせていただけるとありがたいと思っています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

はい。

○久代委員 内容が同一の食品だったら、ヘルスクレームは同じにしておいたほうがわかりやすいと思います。今回申請された食品を販売するのであれば、以前の食品のヘルスクレームも新しい申請製品にそろえていただくほうがいいかなと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、消費者庁。

○消費者庁食品表示企画課 山田委員から御指摘いただいた「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」、現役の商品でございますけれども、これの許可文言を変えようとする場合は、今回の「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」と同じように、再許可ではなくて、新規品目として申請いただく必要がございます。ですので、簡単に許可表示については変えられない。変える場合については、消費者委員会のほうに御審議いただくという流れになります。

また、万が一、「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」の許可表示を今回の「Wコーヒー」のほうにそろえた場合に、同じ製品で同じ許可文言になってしまうので、むしろ余計に消費者が混乱する。「ヘルシアコーヒー 無糖ブラック」と言いながら2つの効果があると、「W」と何が違うのかということになってしまうので、それであれば、逆に花王としては「ヘルシアWコーヒー 無糖ブラック」を販売するのではないかなと思います。

現に、シングルの許可文言であったもの、例えば「□□」、「□□」といったものも、あれは難消化性デキストリンでございますけれども、シングルのものからダブルに変えた場合、シングルのものは今、販売していない。ただ、許可としては維持しておりますので、許可一覧には載っております。ただ、市場に製造販売ということはしていないと聞いております。

また、同じ製品で、なおかつ許可文言をそろえたほうがいいという御指摘を今、いただいたのですけれども、そうしますと、例えば規格基準型の難消化性デキストリンについては、おなかの調子を整える、血糖値の上昇を穏やかにする、脂肪の吸収を穏やかにすると、3つ存在いたしますので、どれで販売するのかというのは、實際上、申請者に委ねられております。そこまでそろえてしまうと、それこそトリプルクリームということになってしまっていて、さらに混乱、要するにシングルが認められないことにもなりかねませんので、なるべくそろえたほうがいいという御意見は理解できるのですが、現状、全ての同じ関与成分の商品について、同じ許可文言にするというのは若干難しいかなと思われまます。

なおかつ、競合他社品との差を出すために、許可文言というのも、各社、工夫していますので、若干、そのために長くなっているという弊害はございます。そういったこともございますので、



一律に全て、一つの関与成分に対して同一の許可文言にするということは、それを強制させようとするとは非常に難しい問題になるので、できないと考えております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、多くの御意見は、この表現について、主作用2つあるものについては、それぞれの作用がそれぞれの関与成分と結びつくような、わかりやすい表現にするようにということかと思っておりますので、そのような指摘をさせていただくということによろしいでしょうか。

どうぞ。

○寺本委員 今までもそうしてきたのでいいと思いますが、今後の問題として、こういう問題がまた出てくる可能性は十分あって、特保というものの概念の問題として、こういった成分が含まれている、こういうことにいいのだということを国民・消費者に知っていただきたいということを考えたときにどうするか。制度上の問題がどうのこうのという問題よりも、そういった概念をきちんともう一回確認しておかないと、この問題はまた出てくると思うのですね。

だから、混乱させないということとか、そういうことがあった場合に、前に許可したものを今から取り消すことはできないとおっしゃるけれども、全く同じもので何か違う文言が出てきた場合には、前のものは取り下げてもらい何なりというルールをつくるのか、そういうことをしないと、この問題は、週刊誌的に言えば摩訶不思議という世界になる可能性があるわけで、僕はそういうものは防ぐべきだと思うのです。今までそういうふうにしてきたので、私もおっしゃるとおりでいいと思いますけれども、少しその辺のルールを考えていかないと、この問題は毎回出てきてしまうかもしれないなと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○山崎委員 私も寺本先生のご意見に賛成ですが、消費者庁が、同一関与成分に同一許可表示を、異なる企業の製品にまで適用させるのは無理だとおっしゃった。そこは、それでいいと思うのですが、この花王の製品に関しては、「ヘルシアコーヒー」シリーズに関して、今回、ダブルクレームを出すのであれば、「ヘルシアコーヒー」シリーズは全てダブルクレームに直しなさい。現在、市販されている製品に関しては、許可を取り下げるか、あるいは販売を中止するか、どちらかを選択しなさいという指導をするのが望ましいというか、そうすべきだと思います。

○阿久澤部会長 その点につきまして、いかがでしょうか。どうぞ。

○久代委員 難消化性デキストリンの場合は、関与成分は同じでも、それが含まれている食品がお煎餅だったり、お米だったり異なっており、商品とデザインが違うので、事業者が確認した作用をヘルスクレームにすることで、やむを得ないかなと思います。今回のように、事業者、関与成分、食品形態が同一なので、多面的な作用が認められた場合には、同時に載せてもらう方がよいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、先ほど言いましたわかりやすい表示と、もう一つ、既許可の製品について混乱を招かないような形に市場を整えるようにという、これは意見になるのでしょうか、このような指摘をさせていただくということによろしいでしょうか。

どうぞ。

○戸部委員 今おっしゃっていただいたとおりでいいと思うのですが、今後、こういったダブルクレーム、今までも出ていましたけれども、そのときの表現というか、パターンみたいなものは定型化できないのでしょうか。あとは、データのとり方というのでしょうか。ダブルクレームの場合は、先ほど先生方が御紹介されていたように、血圧が高くて体脂肪が気になる人のデータはありませんということだったので、もし両方の機能を謳いたいのであれば、どのようなデータが必要なのかといったことが標準化できるかというのかなと思いました。

○阿久澤部会長 それについては課題ということで、消費者庁のほうにもお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、この件については先ほどの内容でよろしいでしょうか。それで、このことについて、どのような回答が返ってくるかということになるかと思いますが、今後のダブルクレームの件も含めて大きな問題かと思っておりますので、回答については皆さんに照会できればと思いますが。

○志村委員 このダブルクレームの表現については、それぞれ一つの文章で完結したものを並べていくのが一番妥当ではないかということで、これはこの部会でも大分もんで、そういう結果になったと思います。

ただ、今回の場合はそれがなかなか難しい。というのは、酸化成分を除去するというのは、血圧に対しては有効であるけれども、体脂肪に対してはこのエビデンスがないという中で、そこでどういう表現にしていこうか。単に併記・並列にすればいいというだけではないのではないかと、これをどうするかということだと思います。それを先方にお返しして、もっとちゃんと書いてくださいということになるわけですね。

○阿久澤部会長 はい、回答については、もう一度皆さんにお返しできればと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、この件についてはこれでよいかと思いますが、どうぞ。

○消費者委員会事務局 申しわけありません。今回の指摘の内容と今後の対応についてですが、許可表示の修正案を事業者へ提出させ継続審議というやり方もございますけれども、事業者が案を出した後、部会の意見と近いものであれば、部会長預かりでご判断いただくという方法もございます。事務局からの提案ですが、血圧を後に書いて、体脂肪の話を前に書いて、血圧の部分についてだけ酸化成分の話がかかる文章に変えれば問題は解決すると思います。

そこを考えずにつないだがために、こういう文章になっていると思いますので、文章の順序を逆にするなどして、繋がって見えないようにする必要があるということを指摘事項に具体的に書かせていただき、それに沿った修正がされれば、部会長預かりでご判断いただくというやり方にさせていただきますことはできないでしょうか。

○阿久澤部会長 それでよろしいでしょうか。どうぞ。

○大野委員 注意していただきたいことがありまして、逆にすると、「本品はコーヒーポリフェノールを豊富に含み、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適

しています。「また」とか、「さらに」で、酸化成分を低減してコーヒーポリフェノールの効果が工夫されているので、血圧の高めの方に適しています」という形になるのではないかと思うのですけれども、もしそうすると、また誤解を与えるかなという気もするのですね。血圧に対する関与成分が、ヒドロキシヒドロキノンが減少することだけが重要で、クロロゲン酸は意味がないというようにとられないかなと思ったので、その辺、工夫してつくっていただければと思います。

まず、クロロゲン酸があるということが重要。それに加えて、ヒドロキシヒドロキノンが低減しているということが重要。ただ、同じ文章を2つ並列してしまうと非常に煩わしいので、工夫していただければと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 これは本質的な議論ではないですけど、大変時間を使って、委員は審査をしますね。にもかかわらず、許可をとるだけで市場に出ていない製品が存在する理由を明らかにしていただきたいですね。聞きたいのは、売りもしない製品をどうして申請したのかということ。

幾つか例はあると思います。私たち、審査する側としては一生懸命申請書を読んでいるのですけれども、何か徒労に終わって、意欲を消されるような気分になりますので、機会があれば、なぜ販売しなかったのかということを確認していただきたいと思います。これは私の願いです。

○阿久澤部会長 大事なことだと思います。消費者庁、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。そのほかございますか。

それでは、この件については、表示について指摘するということで、それについては、大野委員からもありましたように、しっかりと事務局のほうから提示できる内容の表示を作成し、提示するというところで、それに対して、そういう指摘をさせていただいて、回答については部会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

では、ただいまの審議結果ですけれども、整理し、その処理方法について確認したいと思います。よろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 「ヘルシアWコーヒー」の許可表示文言につきまして、事業者の方から修正案をいただきまして、それを見ていただくという形で、部会長預かりという形にしたいと思いますが、それでよろしいですね。

○阿久澤部会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、この件はこれにて終わります。次の審議に移ります。